県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目　次（＊については県例規集登載事項）　（取扱課室名）　ページ

○ 規則

＊34　和歌山県立こころの医療センター財務規程の一部を改正する規則　（こころの健康推進課）..... 1

○ 告示

956　瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請
（環境管理課）..... 2

957　救急病院の認定　（医務課）..... 4

958　生活保護法の規定による指定医療機関の廃止　（社会福祉課）..... 4

959　生活保護法の規定による医療機関の指定　（　〃　）..... 4

960　森林病害虫等防除法による伐倒駆除命令の内容　（森林整備課）..... 5

961　森林病害虫等防除法による特別伐倒駆除命令の内容　（　〃　）..... 6

規　則

和歌山県規則第34号

和歌山県立こころの医療センター財務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年11月10日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県立こころの医療センター財務規程の一部を改正する規則

和歌山県立こころの医療センター財務規程（昭和53年和歌山県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（不納欠損） 第24条　企業出納員は、医業収益の債権管理に努めてもなおやむを得ない事由により収入不能のものがあるときは、知事の承認を受けて不納欠損として処分することができる。 ２　前項の処分は、不納欠損処分調書によりしなければならない。 ３　不納欠損処分調書には、処分の根拠を明らかにするために必要な書類を添付しなければならない。	（不能欠損） 第24条　企業出納員は、医業収益の債権管理に努めてもなおやむを得ない事由により収入不能のものがあるときは、知事の承認を受けて不能欠損として処分することができる。 ２　前項の処分は、不能欠損処分調書によりしなければならない。 ３　不能欠損処分調書には、処分の根拠を明らかにするために必要な書類を添付しなければならない。
（口座振替による支出） 第32条　略	（口座振替による支出） 第32条　略 ２　前項の規定により振替請求書を送付するときは、出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振出し、その余白に「口座振替払」の印を押して出納取扱金融機関に交付しなければならない。
２　略	３　略
（支出確認） 第33条　略	（支出確認） 第33条　略 ２　企業出納員は、第52条の規定により出納取扱金融機関から小切手払出表の送付を受けたときは、小切手振出済通知書と照合し、支出額を確

（出納事務） 第47条　略 ２　出納取扱金融機関は、企業出納員の発行した小切手又は企業出納員の通知により支払事務を行わなければならない。 ３　略 （口座振替による支払） 第51条　出納取扱金融機関は、企業出納員から口座振替請求書の送付を受けたときは、当該債権者の申し出た金融機関の当該口座に振り替えなければならない。この場合において、口座振替済通知書を企業出納員に提出しなければならない。 ２　略 （現金収支日計表及び預金残高証書等） 第52条　略 ２　毎月末日現在における預金現在高証書を翌月５日までに企業出納員に提出しなければならない。 ３　略	認しなければならない。 （出納事務） 第47条　略 ２　出納取扱金融機関は、企業出納員の発行した小切手により支払事務を行わなければならない。 ３　略 （口座振替による支払） 第51条　出納取扱金融機関は、企業出納員から口座振替請求書を添え小切手の交付を受けたときは、当該債権者の申し出た金融機関の当該口座に振り替えなければならない。この場合において、口座振替済通知書を企業出納員に提出しなければならない。 ２　略 （現金収支日計表及び預金残高証書等） 第52条　略 ２　毎月末日現在における預金現在高証書及び小切手の未払残高証書を翌月５日までに企業出納員に提出しなければならない。 ３　略

別記第29号様式中

「

小切手番号	
取扱区分	年度 こころの医療センター会計歳出

」を「

取扱区分	年度 こころの医療センター会計歳出

」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の和歌山県立こころの医療センター財務規程の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後になされる会計その他の財務の処理について適用し、施行日前になされた会計その他の財務の処理については、なお従前の例による。

告　　示

和歌山県告示第956号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和8年11月10日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　申請の概要

(1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名

住所　紀の川市桃山町最上1242番地5

氏名又は名称　バンドー化学株式会社　和歌山工場　工場長　小川宣範

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

所在地　紀の川市桃山町最上1242番地5

名称　バンドー化学株式会社　和歌山工場

(3) 特定施設に関する事項

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2　縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年11月10日から同年12月1日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び紀の川市市民部環境衛生課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間(時間)	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等の量(m³/日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm³)
第65号	1	金型洗浄数30面/日	許可後	15	通常	0.2	12.1	2.1	4.8	2.4	3.9	0.7	0.5未満	65
					最大	0.3	12.1	3.1	5.8	3.7	5.1	0.7	0.5未満	65

別表2

種類及び形式	構造	主要寸法(m)	能力(m³/日)	汚水等の処理方式	設置年月日又は使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区分		汚水等の量(m³/日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm³)
汚水処理装置	原水槽、沈殿槽、濃縮層、循環装置、pH中和装置	W3.8×L5.2×H2.4	120	濃縮沈殿装置、炭酸ガス中和装置	平成12年8月	通常	処理前	83.4	12.1	2.1	4.8	2	3.9	0.7	0.5未満	65
							処理後	83.4	6.9	0.5未満	1.4	0.5未満	3.9	0.7	0.5未満	65
						最大	処理前	98.5	12.1	3.1	5.8	4	5.1	0.7	0.5未満	65
							処理後	98.5	6.9	0.5未満	1.7	0.5未満	5.1	0.7	0.5未満	65

別表3

排水口名	排出水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量(m³/日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群(個/cm³)
末端排水口	通常	107.9	7.1	2.6	3.1	0.6	5.8	0.7	0.5	355
	最大	123.5	7.1	3.5	4.0	0.7	7.9	0.7	0.5	800
雨水排水口	通常	雨水	－	－	－	－	－	－	－	－
	最大	雨水	－	－	－	－	－	－	－	－

和歌山県告示第957号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年11月10日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　名称　須佐病院
2　所在地　和歌山市吹屋町4-30
3　有効期限　令和11年11月9日

和歌山県告示第958号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年11月10日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
有医新28-26	小野田クリニック	有田郡湯浅町湯浅1917-1	令和8.8.15
新歯新1-26	しんぐう歯科	新宮市千穂2-3-17	令和8.8.25
田医新73-27	えのもと内科クリニック	田辺市たきない町2番1号	令和8.8.31
紀医新43-26	久保外科	紀の川市貴志川町神戸212-2	令和8.8.31
岩薬新24-04	山路薬局岩出店	岩出市森294	令和8.8.31
御薬新29-05	サンドラッグ御坊調剤薬局	御坊市薗98-1	令和8.9.7
岩病新1-26	殿田胃腸肛門病院	岩出市宮117-7	令和8.9.30
紀医新56-28	耳鼻咽喉科ゆうクリニック	紀の川市中井阪205-3	令和8.9.30

和歌山県告示第959号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年11月10日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

指定番号	開設者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	指定年月日
紀訪新18-08	株式会社ユアベス	岩出市西国分732-25	訪問看護ステーション琴華	紀の川市貴志川町西山33	令和8.10.1

和歌山県告示第960号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

令和8年11月10日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和8年12月1日から令和9年3月31日まで

2　森林病害虫の種類

松くい虫

3　行うべき措置の内容

(1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

(2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4　命令をしようとする理由

令和8年9月30日から同年10月16日までの間に1の(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5　その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、

その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第961号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

令和8年11月10日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　区域及び期間

(1) 区域

美浜町、印南町、白浜町及び那智勝浦町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課、関係振興局農林水産振興部林務課、関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和8年12月1日から令和9年3月31日まで

2　森林病害虫の種類

松くい虫

3　行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕すること。

4　命令をしようとする理由

令和8年9月30日から同年10月16日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5　その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3) により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4) の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。